令和3年()第

뭉

損害賠償請求控訴事件

控訴人 平山 久雄

被控訴人 株式会社●●●●

控訴理由書

令和3年●月●●日

福岡地方裁判所 御中

控訴人 平山 久雄

頭書の事件について、控訴人は、次のとおり控訴理由を提出する。

第1 控訴の理由

(1) 不服1 原審判決文第3当裁判所の判断1の(1)

甲第3号証につき、訴外株式会社●●●の決裁を経ずに無権限で、同社 内で請求書等の作成の際に社員が使用を許されている角印を使用して作 成した点について、明らかに事実誤認である。

そもそも、被控訴人と訴外株式会社●●●は、利害関係にあり、控訴人にとって、不利な証言を結託して、いくらでもできるのである。

なお、訴外株式会社●●●とは、賃金等未払請求事件として、福岡地裁にて係属中である。そんな相手方に協力を求める被控訴人は、明らかに証拠不十分行為である。

(2) 不服2 原審判決文第3当裁判所の判断2

原審判決文にある、「支払を免れようとした」とあるが、控訴人は、訴外株式会社●●●から支払われる給与と相殺してほしい旨を伝えており、 誠意をもって、被控訴人と折衝していたのである。

(3) 不服2 原審判決文第3当裁判所の判断2

原審判決文にある、「畏怖困惑等している様子も窺えない」とあるが、 畏怖の感情は、主観的なものであり、客観的な会話で判断されるものでは ない。

被控訴人の言動は、明らかに不法行為を構成する。

第2 結語

以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきである。

以上